（準用）

第六十四条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

第四章　放課後等デイサービス

（従業者の員数）

第六十六条　（略）

一　児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ　（略）

二　（略）

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一　（略）

二　看護職員　一以上

三～五　（略）

4～7　（略）

（準用）

第六十四条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

第四章　放課後等デイサービス

（従業者の員数）

第六十六条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ　（略）

二　（略）

2　（略）

3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　（略）

二　看護師　一以上

三　（略）

四　機能訓練担当職員　一以上

五　（略）

4～7　（略）